

検討の経緯

～ 「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」設置の経緯 ～

- 大阪府への観光客が増加しており、今後も東京オリンピック・パラリンピック等を控え、更なる観光客の増加が進むと見込まれる中、観光客の受入環境整備に関する行政需要が増大することが予想。
- このため、「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」を附属機関として設置し、これら行政需要への対応と、その財源を安定的にまかなうための負担のあり方について、調査検討を行うこととし、平成27年2月府議会に同会議の設置に伴う附属機関条例の一部改正及び予算を提案。

検討状況

- 平成27年4月 「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」設置
- 平成27年5月～11月 第1回～第6回開催
(主な検討内容) 大阪における観光の現状と課題、観光客の受入環境整備にかかる施策の方向性、事業イメージ事業の実施に必要な財源確保のあり方、事業関係者の意見聴取
- 平成27年12月18日 第7回開催 **大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討の最終報告とりまとめ**

「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」からの提言

- n 近年、来阪する観光客、特に外国人観光客が急増しているが、それに伴う受入環境整備など、大阪府として対応すべき行政需要の増大への取組みが喫緊の課題となっている。
- n 将来的に、観光を大阪の経済を牽引する成長産業としていくためには、魅力あふれる観光資源づくり、効果的な誘客なども併せ、観光振興の取組みを積極的に推進する必要がある。
- n そのため、一定規模の財源を安定的、継続的に確保する必要があることから、東京都の「宿泊税」を参考に、**法定外目的税として、府内の宿泊施設に一定以上の室料価格で宿泊する者に対し、課税する制度の創設についての検討を提言する。**
- n なお、法定外目的税は新たな行政需要に対応する必要から徴収するものであることから、具体的な施策への充当にあたっては、導入趣旨に鑑み、これまで取り組んできた事業へ財源を振り替えるのではなく、大阪の観光振興の柱に基づき、状況に応じた優先度をよく検討のうえ、必要と判断された事業に充当されたい。

宿泊税の制度概要（条例案の概要）

条例名

大阪府宿泊税条例（仮称）

目的

世界有数の国際都市大阪を目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、※法定外目的税として宿泊税を課する
（※法定外目的税…条例で定める特定の費用に充てるために道府県が課することができるとして地方税法第4条、第731条に規定）

1. 納税義務者

- 旅館業法に規定する大阪府内のホテル、旅館における宿泊者

2. 税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

※宿泊料金は1人1泊の素泊まり料金

【参考：「東京都宿泊税」の概要】

- 他府県での実施は東京都のみ。（平成14年10月から実施）

■納税義務者
都内のホテル又は旅館における宿泊者

■税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

【東京都宿泊税との税率の相違】

- 20,000円以上の税率「300円」を設定
（考え方）東京都の宿泊税の税率を基本としながら、近年、2万円以上クラスの客室価格が大幅に上昇していることを踏まえ、担税力の観点から2万円以上の税率を設定。

3. 税収規模

約10億円

（ただし、H28年度は約1.7億円の見込み【H29.1月から徴収開始により2ヶ月分】）

4. 徴収方法

- 特別徴収による。（前月分を当月末までに申告納入）

※特別徴収…ホテル、旅館等の宿泊施設の経営者等（＝特別徴収義務者）が、納税義務者である当該ホテル等における宿泊者から税金を徴収し、一括して納入する方法。

5. 施行時期

別途規則で定める（平成29年1月）

6. 制度検証

- 5年ごとに、目的の達成度、社会経済情勢の推移等を勘案し、税制度継続の必要性について検証を実施
- 検証は、外部有識者等による検証を実施

7. 実績の公表

- 納税者（宿泊者）に対する説明責任を果たすため、毎年度、事業実績をとりまとめ、HP上で公表

新たな財源確保による取組み

【税収充当の基本方針】（「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」の提言より）

- 目的税として徴収する趣旨に鑑み、税収は既存事業に振り替えるのではなく、新たな行政需要として実施すべき事業に対して充当するものとする。
- 充当事業の決定にあたっては、大阪の観光振興に係る柱に基づき、状況に応じ、優先度を十分検討した上で実施するものとする。
- 具体的な充当事業については、観光客の急増に伴う課題解決のための受入環境整備や、安定的な集客に向けたリピーター確保のための取組みなど、観光客が大阪での滞在を安全・快適かつ、楽しみ、満足いただくための観光振興の取組みに充当するものとする。
- 既存事業については、拡充や新たな展開を図るなどによって、より一層の効果や成果が見込まれる場合にのみ充当するものとする。
- 事業の展開にあたっては、府域全体を視野に入れた取組みを基本とする。

取組みの 具体的な柱

観光客と地域
住民相互の
目線に立った
受入環境
整備の推進

魅力づくり及び
戦略的な
プロモーション
の推進

取組みの視点

◆旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化

- 旅行者にとって必要な情報を簡単に入手できるようにするための環境整備
- 旅行者が容易に行きたい場所に行けるようにするための環境整備（わかりやすい多言語表示や案内の実施、観光案内機能や情報入手のための環境整備の充実 等）

◆大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み

- 旅行者と地域住民との相互理解の促進のための事業
- 宿泊施設の確保に向けた事業
- 宿泊施設や観光地における快適性や満足度を高めるための事業
- 府域の移動利便性向上のための事業

◆旅行者の安全・安心の確保

- 旅行中の災害時対応等、旅行者の不安を解消し、安心感を高めるための事業

◆魅力溢れる観光資源づくり

- 国内外から集客できる新たな魅力づくりやしかけの推進 並びに府域における既存の魅力資源の更なる活用

◆効果的な誘客促進

- 更なる誘客促進に向けた観光に関するマーケティングリサーチの強化
- 積極的かつ効果的な大阪の魅力の情報発信

導入・徴税コスト（※特別徴収義務者徴収奨励金 等）

※特別徴収奨励金・・・ホテル等の特別徴収義務者に対する奨励金を支出

事業規模
(年額)

税収規模
年間 約10億円

参考：東京都 16億円
【平成26年度決算額】

事業規模
年間 約10億円

そ の 他

宿泊税の充当の考え方

- u 宿泊税を充当する施策については、平成28年に取りまとめる「都市魅力創造戦略」に位置付けた上で、計画的に実施していく。
- u ただし、徴収初年度となる平成28年度については、受入環境整備等の事業を一部実施予定。
- u 税の賦課徴収に要する費用（イニシャルコスト【約2.7億円】及びランニングコスト）については、宿泊税を充当することとし、イニシャルコストについては、初年度である平成28年度を含めた複数年度で負担する。

税制度創設に向けたスケジュール

